

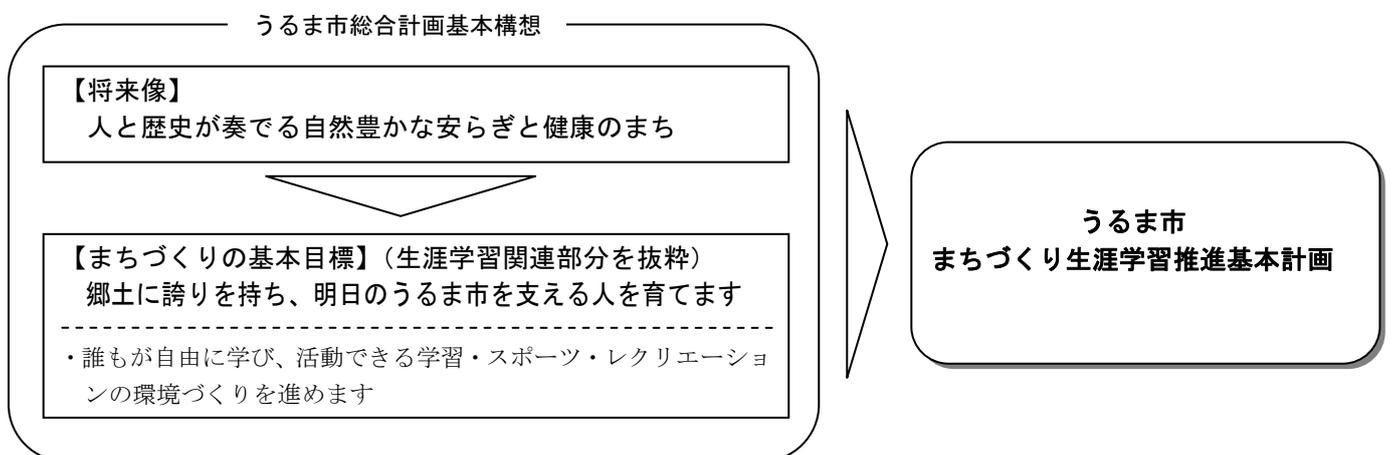
# 序. 基本計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

うるま市では、総合計画基本構想において、「人と歴史が奏でる自然豊かな安らぎと健康のまち」を将来像に掲げ、その具現化に向け5つのまちづくりの基本目標を定め、各種の施策を推進しています。生涯学習については、基本目標の1つの柱である「郷土に誇りを持ち、明日のうるま市を支える人を育てます」の中で、『誰もが自由に学び、活動できる学習・スポーツ・レクリエーションの環境づくりを進めます』とし、生涯学習環境の充実を図っていくこととしています。この間、うるま市では平成18年2月に「第1回生涯学習フェスティバル」を開催し、その後も継続して開催を図ってきました。また、学ぼうとする方や団体と学習指導者の橋渡しをするために「うるま市生涯学習人材バンク」を作成するなど、生涯学習の支援に向けて取り組んできました。

一方、今日では、我が国全体で少子高齢化や核家族化が進むとともに、人々の価値観も多様化しています。そうした中で、地域社会においては、相互扶助※機能が弱体化し、住民相互の社会的な繋がりも希薄化するなど、その変容が進んでいます。うるま市においても、一部地域で自治会加入率が伸び悩んだり、高齢化社会が進むなど、地域活動等で懸念される状況もみられます。うるま市では「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用し、子どもからお年寄りにいたるまで、様々な世代の参加のもと、地域の教育力向上に取り組んでおり、改めて、地域（教育）力の必要性が求められるところとなっています。

今後のまちづくり・地域づくりを推進するためには、“いつでも”、“どこでも”、“誰でも”自由に主体的な学習活動を行うことができ、その成果を活かすことができる「生涯学習のまちづくり」が重要になります。そこで、うるま市では、これらの背景をふまえ、総合的かつ計画的に進めるために、『うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画』を策定するものです。



※相互扶助：用語解説参照

## 2. 生涯学習とは

生涯学習とは、「人々が、人生を楽しく豊かにするために子どもから大人まで生涯の色々な時期に、自由に機会を選んで進んで行う学習や活動」のことを言います。具体的には、自己の充実や生活の向上のために、必要に応じて、自己に適した手段並びに方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習のことであり、社会教育のほか、学校教育や組織的に行わない個人的な学習活動なども含んでいます。このような学習や活動は、家庭、地域、学校、職場といった場や自然環境の中など、様々な所で行われ、文化、スポーツ、福祉、環境、科学技術、まちづくり、教育など幅広い分野にわたっています。

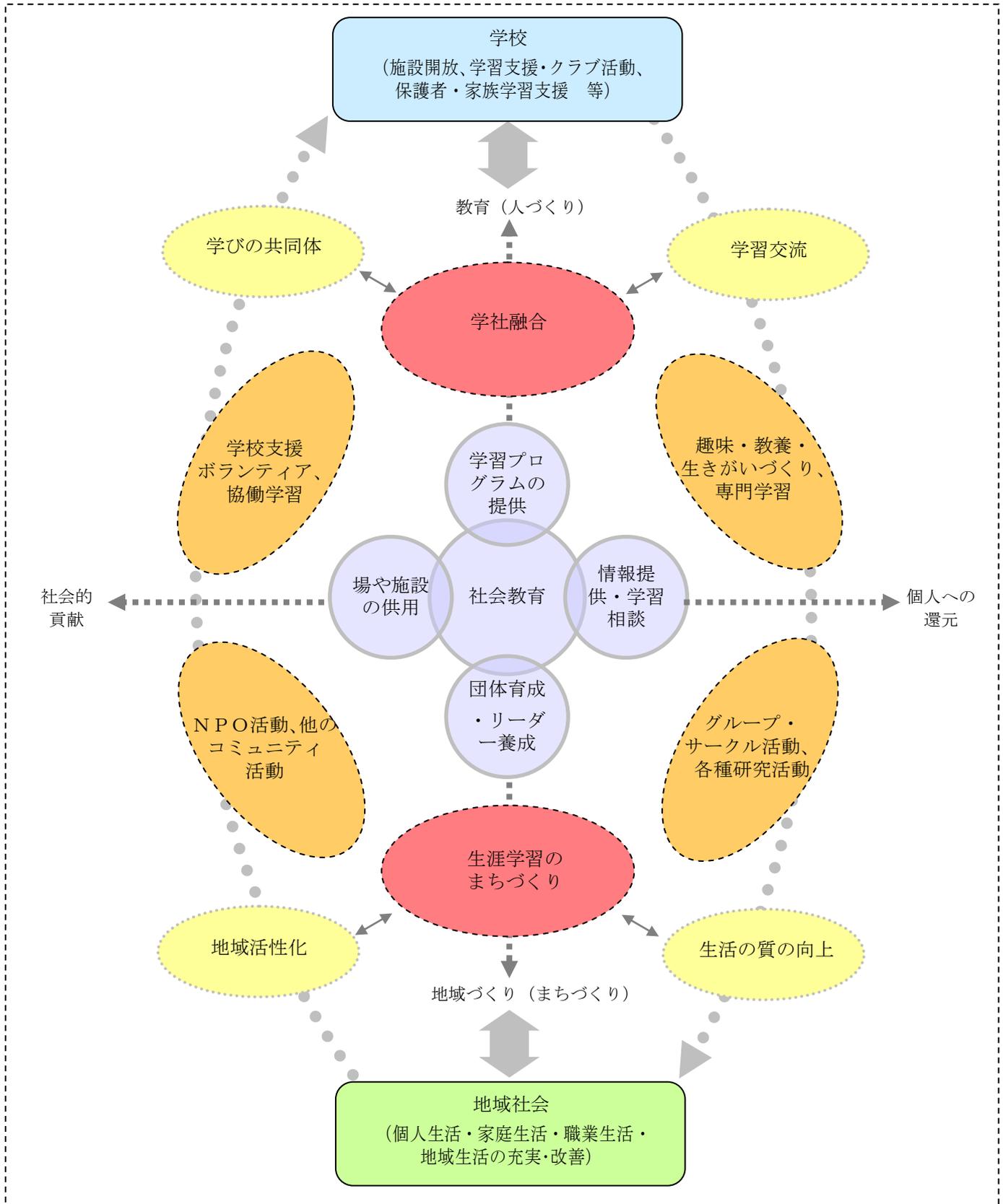
特に、学校教育については、総合的な学習の時間等と連動し平和学習や環境学習等が行われるなど、子ども達が自立して社会で生きていく基盤づくりに努めているとともに、「学校支援地域本部事業※」を中心に地域等と連携した多彩な学習の場の提供や地域課題解決への道筋の共有化が図られつつあります。こうした取り組みを進める中で、子育て支援・学校支援に地域の多様な世代が関わり、地域コミュニティ※づくりに繋がるとともに、学んだ成果を活かす「知の循環型社会※」に寄与していくことが期待されています。

したがって、本計画で取り扱う『生涯学習』は、生活全般の中で学習が行われる活動すべてを生涯学習の範囲と捉え、従来の学校教育や社会教育に加え、個人で学習を行っている領域や、学校支援を足がかりとした地域コミュニティづくり等、生涯学習活動に関する全ての人づくり、場づくりの領域を扱うものとし、知の循環型社会の構築に繋がるものです。

---

※学校支援地域本部事業、地域コミュニティ、知の循環型社会：用語解説参照

■本計画がめざす知の循環型社会のイメージ



※琉球大学井上講四教授が作成した「(公的)社会教育の促進・媒介機能に着目した教育・学習の循環構造図」を参考に作成

### 3. 計画策定の背景

#### 【国の動き】

我が国においては、「国際化、情報化などの社会変化への対応」、「自由時間の増加、高齢化社会に伴う学習需要の増加」、「学歴だけでなく、様々な学習の成果が評価される社会の必要性」等の社会背景を受け、平成2年に生涯学習の振興のための施策の推進体制と、生涯学習に係る機会の整備を図ることなどを目的に『生涯学習振興法（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）』を制定しています。

その後、平成18年12月に施行された改正教育基本法<sup>※</sup>では、「生涯学習の理念」を教育に関する基本的な理念として新たに規定しています。また、生涯学習を通して充実した豊かな生活を送ることができる社会の実現の必要性、地域社会の基盤強化に繋がる地域全体の教育力の向上の要請が高まってきたことなどを受け、平成20年2月に中央教育審議会の答申『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について』で、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」、「社会全体の教育力の向上」が施策の方向性として示されるとともに、国や都道府県、市町村においても生涯学習行政の振興は社会教育行政の任務として明確に位置づけることの必要性が求められました。

平成20年6月に改正された『社会教育法<sup>※</sup>』の中では、先の流れを受け、国や地方公共団体に対し、「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努める」ことが規定されています。

#### ■参考：改正教育基本法（平成18年12月施行）

##### 【前文】

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

##### 【第1章教育の目的及び理念】

###### （生涯学習の理念）

###### <第3条>

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

※教育基本法、社会教育法：用語解説参照

## ■参考：新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

～知の循環型社会の構築を目指して～（答申の概要） 平成20年2月19日 中央教育審議会より

平成17年6月の諮問「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を受けて審議を開始。平成18年12月の教育基本法改正による「生涯学習の理念」（第3条）、「家庭教育」（第10条）、「社会教育」（第12条）、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」（第13条）等の規定の充実を踏まえた提言となっている。

### <第1部> 今後の生涯学習の振興方策について

#### 1. 生涯学習の振興への要請－高まる必要性和重要性

##### ○総合的な「知」が求められる時代－社会の変化による要請

社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力及び他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となる。また、その他、自立した個人やコミュニティ（地域社会）の形成への要請、持続可能な社会の構築への要請等を踏まえ、生涯学習振興の必要性が高まっている。

#### 2. 社会の変化や要請に対応するために必要な力

##### ○次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」<sup>※</sup>

子どもたちに必要とされる「生きる力」は学校教育のみならず、実社会における多様な体験等と相まって伸長していくもの。子どもたちが学校の内外で、その発達段階に応じて「生きる力」を育むことができるような環境づくりが求められている。

##### ○成人に必要な変化の激しい時代を生き抜くために必要な力

成人についても、変化の激しい社会を、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けることができるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を適切に生かせる環境づくりが求められている。

#### 3. 目指すべき施策の方向性

##### ○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

～「個人の要望」を踏まえるとともに「社会の要請」を重視～

##### ・今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討

子どもたちの学校教育外の学習の在り方について、「生きる力」を身に付ける上で、より効果的・効率的な社会教育のプログラムの在り方等について検討。成人についても、社会の変化に対応できる総合的な力について検討。

##### ・多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備

「学び直し」や新たな学びへの挑戦、学習成果を生かすことが可能な環境を整備。

##### ・学習成果の評価の社会的通用性の向上

民間事業者が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策や、行政と民間事業者との連携方策等について検討。

##### ○社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

##### ・社会全体の教育力向上の必要性

子どもの「生きる力」や、変化の激しい社会を生き抜くための成人の力を育成するための環境づくりに社会全体で取り組むことが必要。

##### ・地域社会全体での目標の共有化

どのような仕組みをつくってその教育力を向上させていくのか等について、地域社会の各関係者が、当該地域社会におけるニーズを踏まえ目標を共有化することが必要。

##### ・連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開

ネットワークを構築することにより、必要としている者に行き届くきめ細かい対応をすること及び必要とされる場所に「出向いていく」行政を推進することが必要。

※生きる力：用語解説参照

#### 4. 具体的方策

##### ○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

- ①今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討
  - ・子どもの学校教育外の学習や活動プログラム等の在り方の検討
- ②多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備
  - ・社会教育施設等を活用した多様な学習の場の充実
  - ・相談体制の充実
  - ・情報通信技術の活用
  - ・再チャレンジ支援
  - ・学習成果を生かす機会の充実
- ③学習成果の評価の社会的通用性の向上
  - ・履修証明制度<sup>※</sup>等の活用
  - ・多様な教育サービスの在り方やそのための質保証の在り方の検討

##### ○社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

- ・身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等
- ・家庭教育を支援する人材の養成
- ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進（学校支援地域本部、放課後子どもプラン<sup>※</sup>）
- ・学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実
- ・地域の教育力向上のための社会教育施設の活用
- ・大学等の高等教育機関<sup>※</sup>と地域の連携

#### 5. 施策を推進する際の留意点

- 「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点
- 「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点
- 連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

### <第2部> 施策を推進するに当たっての行政の在り方

#### 1. 基本的な考え方

##### ○これまでの生涯学習の振興方策等について—基本的な検討課題

- ・生涯学習、社会教育、学校教育の関係等について概念の整理が必要
- ・社会教育行政の大きな役割等に応えていくためには、社会教育を専門とする人材や施設等の在り方について検討が必要
- ・「社会の要請」について検討が必要
- ・学習成果の評価の方策について検討が必要
- ・改正教育基本法を踏まえた生涯学習振興行政・社会教育行政の見直しについて検討が必要

##### ○生涯学習の理念等についての基本的考え方

- ・社会教育行政や学校教育行政、首長部局において実施される生涯学習に資する施策等を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習の理念を実現させるための生涯学習振興行政の固有の領域であること
- ・生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うこと 等

#### 2. 今後の行政の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

##### ○国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）

##### ○社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

公民館・図書館・博物館の運営状況に関する評価及び改善、情報提供に関する規定の整備等に関する機能の活性化

##### ○生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修に関する規定の整備等による社会教育に係る専門職員の資質向上

##### ○NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

地域の実態等に応じた積極的な連携、民間団体の情報収集や活動内容に関するデータベースの整備

##### ○地方公共団体における体制について

教育委員会と首長との関係、社会教育関係団体に対する補助金交付に関する地域の実情に応じた手続きの弾力化

##### ○国の教育行政の在り方

全国的な観点からの基本的な方針等の策定、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援する仕組みの検討 等

※高等教育機関、放課後子どもプラン、履修証明制度：用語解説参照

## 答申の主なポイント

社会の変化に対応した  
総合的な知の必要性

地域の社会構造の変化

教育基本法の改正

「生涯学習の理念」（第3条）、「家庭教育」（第10条）、  
「社会教育」（第12条）、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第13条）

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた  
生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性

学習成果の活用

国民一人一人の生涯を通じた  
学習への支援

個人の要望 + 社会の要望

- 変化に対応し、社会を生き抜く力（「生きる力」等）の育成
  - －学校外の活動プログラムの検討の充実
- 多様な学習機会、再チャレンジ可能な環境の整備、相談体制の充実
  - －生涯学習プラットフォーム※の形成
- 学習成果の評価の通用性向上
  - －検定試験の質保証の仕組みの検討 等

「知の循環型社会」の構築

社会全体の教育力の向上

学校 + 家庭 + 地域  
～地域の課題・目標の共有化～

- 身近な地域における家庭教育支援
  - －きめ細かな学習機会・情報の提供、相談対応
- 学校を拠点に地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり
  - －学校支援の仕組みづくり、放課後の居場所づくり
- 社会教育施設等のネットワーク化
  - －公民館、図書館、博物館等の活用
- 大学等との連携 等

新たな学習の需要

新たな施策

<制度>

- 社会教育関係三法の改正
  - ・教育委員会の新たな役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）
  - ・司書及び学芸員等の資格要件の見直しと研修の充実 等

<事業による仕組みづくり>

- 地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり
  - ・放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業の推進
- 学習成果の評価の仕組みづくり
  - ・民間事業者が行う検定試験等に関する評価の客観性や質を担保する新たな仕組みづくり 等

※生涯学習プラットフォーム：用語解説参照

## 【県の動き】

沖縄県では、平成4年に「沖縄県生涯学習推進本部」を設置し、県民の生涯学習活動を支援するとともに、平成7年には『沖縄県生涯学習振興計画』を策定し、学習機会の提供や指導者の養成・確保、学習情報提供システムの整備等を進めてきました。

また、平成14年には、より具体的な施策、事業を盛り込んだ『第二次 沖縄県生涯学習振興計画』を策定するとともに、平成19年には、全庁的な生涯学習施策の推進の必要性や先の改正教育基本法を受け、『第二次 沖縄県生涯学習振興計画（後期計画）』を策定し、生涯学習施策をすすめています。

さらに、具体的な取り組みとして、平成17年には「おきなわ県民カレッジ」を設置するなど、各種の生涯学習事業を推進しています。

平成23年11月には、沖縄県生涯学習審議会・社会教育委員の会議より、『時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について ～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～』が答申され、「学校・家庭・地域住民等の連携」を通じた地域コミュニティづくりの重要性と、それらを通じた新たな生涯学習推進の方向性及び具体的な方策検討の必要性が示されています。これを受け、平成24年度から平成33年度の計画となる『第三次沖縄県生涯学習推進計画』が策定されています。

## ■参考：時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について

～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～（答申の概要）

平成23年11月25日 沖縄県生涯学習審議会・社会教育委員の会議より

### 第1章 答申の基本的な考え方

<時代状況についての認識>

「学校・家庭・地域住民等の連携」を通じた地域コミュニティづくりの重要性と、それらを通じた新たな生涯学習推進の方向性及び具体的な方策検討の必要性。

<答申のスタンス>

- ・中央教育審議会答申における「知の循環型社会」の実現に基づく具体的な方策を本県の実情等を踏まえながら提言。
  - ①義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基盤を育てる。
  - ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。
- ・生涯学習の理念に沿った、人々の生涯学習を支援する仕組みを、学校教育や社会教育が、どのように構築していけば良いのが課題。
- ・「生涯学習の推進」は、いわゆる「ひとづくり」と「まちづくり」の双方の要素を必要とする。具体的には、学校教育と社会教育のさらなる連携・協力を要請する「学社融合」の取組みと、従来の社会教育（行政）が担ってきた「生涯学習のまちづくり」を改めて一体化させて実現させ、そこにおける媒介あるいは促進機能・分野としての「社会教育」の充実・強化を図ろうとするもの。

## 第2章 これからの本県生涯学習推進の方向性

### 第1節 これまでの生涯学習推進体制の見直し、充実・強化

1. 「縦割り」といわれる状況を改善し、関係部局が一体となって、生涯学習の推進に取り組む
  - (1)生涯学習推進本部関係部局の横の連携を通じた本県生涯学習推進のあり方の再検討
  - (2)各部門間の横断的・総合行政的計画としての「生涯学習推進計画」の位置付け
2. 教育振興基本計画と生涯学習推進計画の整合性・連動制を確立させ、教育行政の充実を図る
  - (1)「教育振興基本計画」の中での「生涯学習推進計画」の明確な位置付け
  - (2)教育行政の一元化と専門的職員の効果的な養成・採用・配置等の充実・強化

### 第2節 生涯学習実施機関における「学び」のあり方の再検討

1. 地域住民等のニーズを把握した上での、各地域における特色ある活動の推進を図る
  - (1)各種生涯学習実施機関のあり方と社会教育施設の役割の再検討
  - (2)学習者の学習活動の促進方策の充実・強化
2. 「社会の要請」を重視した「社会教育(行政)」の新たな施策・事業の展開を図る
  - (1)「社会教育(行政)」に求められる新たな施策・事業における「社会の要請」の明確化
  - (2)「社会の要請」に基づく有効な事業・学習プログラムの研究・開発

### 第3節 「学校支援」を足がかりとした「地域コミュニティづくり」の推進

1. 青少年の育成や地域づくりに生かすための「知の循環型社会の構築」に向けた方策を策定する
  - (1)学校を核とした「知の循環型社会」を目指した「地域コミュニティづくり」の方策の策定
  - (2)地域住民等の持っている力や公民館等の社会教育施設等で学んだ成果の学校での活用
2. 学校、家庭、地域住民等の連携(つながり)を強化し、「点から面」への拡大普及を図る
  - (1)地域・家庭・学校の課題解決への、学校・家庭・地域住民等の連携(つながり)の強化
  - (2)学校と地域を結ぶ役割を担うコーディネーター確保や育成等における、学校と社会教育施設等との連携の強化

### 第4節 県及び市町村行政のネットワーク構築の促進

1. 事業や施設、マンパワー<sup>※</sup>等の有効活用や新たな協力体制づくりを行う
  - (1)県及び市町村のそれぞれに果たすべき任務の内容の再検討
  - (2)企業等の民間の力を生かした生涯学習推進のあり方の再検討
2. 情報を共有するための各種のネットワークを構築する
  - (1)県及び市町村の情報ネットワークの強化
  - (2)行政と企業等の民間における情報ネットワークの強化

## 第4章 具体的方策を実現するための留意点

1. 厳しい行政あるいは財政事情にいかに対処するか
  - (1)成果、相乗効果の検証
  - (2)施策・事業の見直し等への迅速かつ合理的な対応
  - (3)人材育成、専門的スタッフの効果的養成・配置
2. 困難な状況の中で、どのような将来展望を構築するのか
  - (1)激変する時代状況の把握と時宜を得た対応策の推進
  - (2)「沖縄21世紀ビジョン」との整合性に配慮した施策の推進
  - (3)「地域コミュニティづくり」への取組み

※マンパワー：用語解説参照

## 【うるま市の動き】

うるま市においては、平成 18 年 2 月に「第 1 回生涯学習フェスティバル」を開催し、その後も継続して開催を図るとともに、生涯学習フェスティバル等の充実に向け、全庁的な推進組織である「うるま市まちづくり生涯学習推進本部」を設置しています。また、学ぼうとする方や団体と学習指導者の橋渡しをするために「うるま市生涯学習人材バンク」を作成するなど、生涯学習の支援に向けて取り組んできました。加えて、生涯学習推進の拠点である生涯学習センター（中央公民館）の整備に向け、検討を進めています。

この他、各部署においては、それぞれの行政課題からくる目的ごとに講座や学習機会の提供を行ってきました。

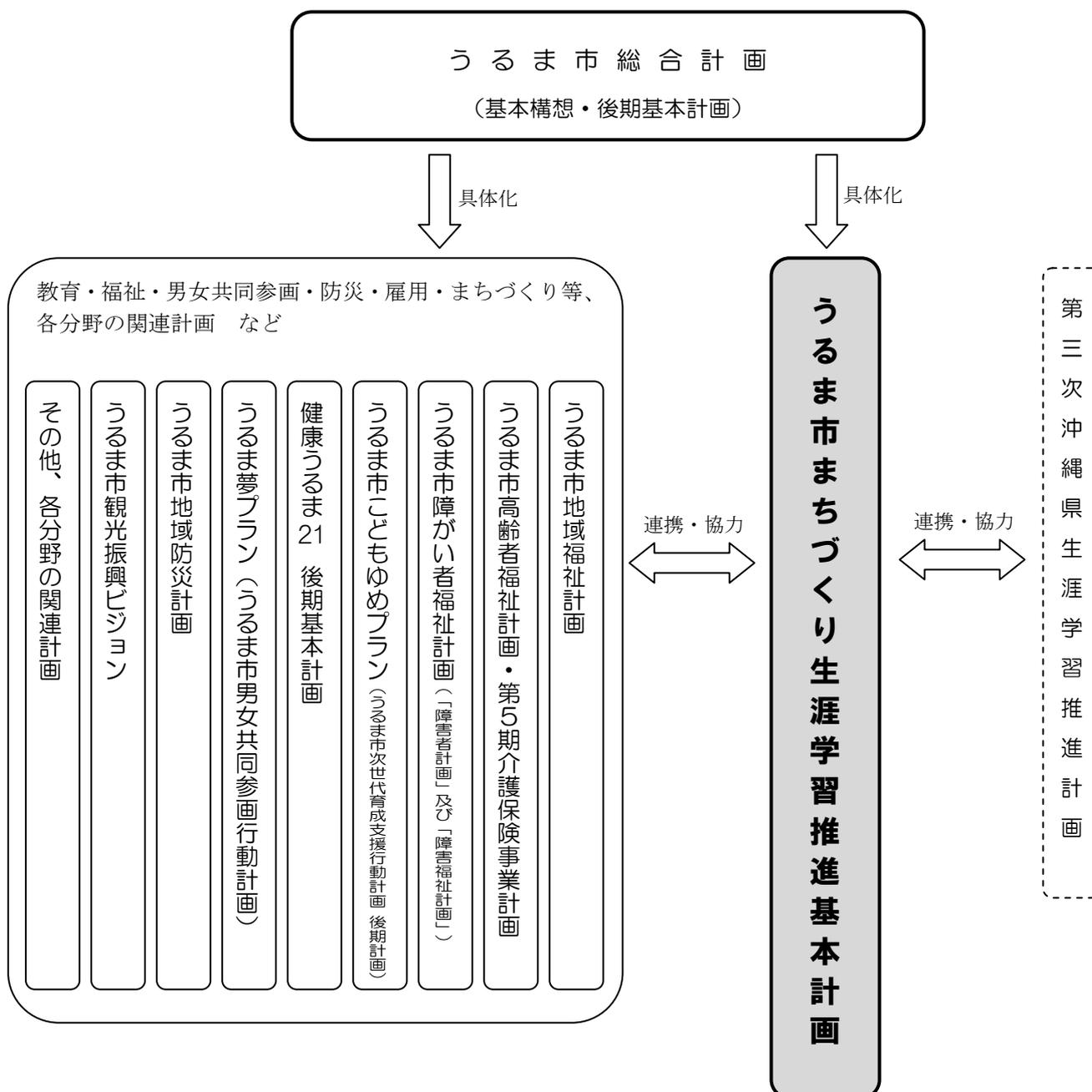
しかしながら、将来の方向性や事業の柱となる計画が策定されていなかったことや、各部署で実施している施策が生涯学習関連施策であるという認識が不十分だったことなど、全庁的な体制として生涯学習施策を推進するには至っていない状況にあります。生涯学習施策を推進するためにも、各部署で実施している生涯学習施策に関する活動や支援を体系的に取りまとめ、関連する事業の相互連携を図る必要があります。

## 4. 計画策定の目的

うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画は、各部署で実施されている生涯学習関連施策の基本的な考え方や事業の方向性を明らかにするとともに、関係各課と連携を図りながら生涯学習施策に関わる事業を体系的に整理することで、生涯学習のネットワークを広げ、うるま市のまちづくり生涯学習の振興を図ることを目的とします。

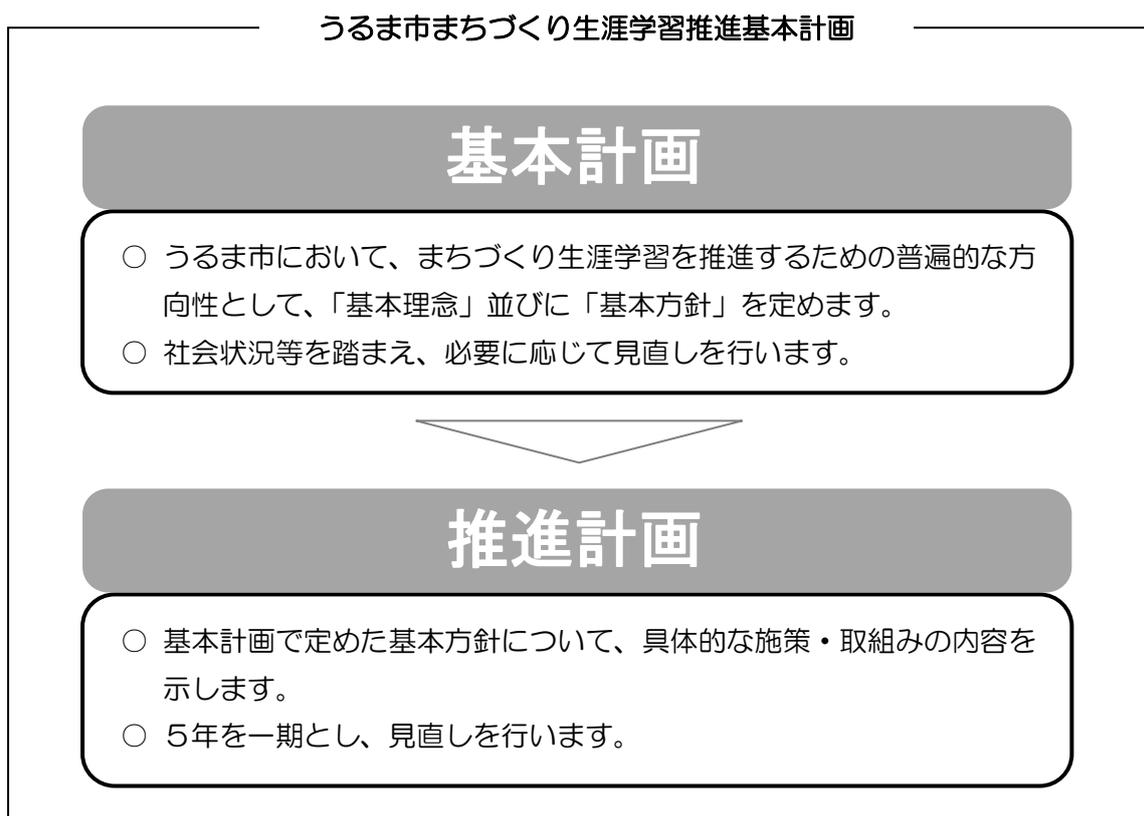
## 5. 計画の位置付け

うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画は、「うるま市総合計画」を上位計画とし、各部署で策定された人づくり・地域づくり等に関する各種計画と連携を図るものとします。また、沖縄県が策定した「第三次沖縄県生涯学習推進計画」とも連携を図ります。



## 6. 計画の構成

「うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画」は、『基本計画』と『第一期推進計画』から構成されます。それぞれの役割は以下の通りです。



【初年度】

